

(平成21年10月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る平成7年7月から8年5月までの標準報酬月額は30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月1日から8年6月17日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した平成7年7月1日から8年6月17日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成7年7月1日から8年6月17日までの期間は30万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年6月17日）の10日後の同月27日に、7年7月1日に遡^{そきゅう}及して9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人と同じく平成8年6月17日に厚生年金被保険者の資格を喪失している事業主及び同僚2名のうち1名が、申立人の遡^{そきゅう}及訂正処理日と同日に、遡^{そきゅう}及して標準報酬月額が9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された平成7年7月の給与明細書によれば、当該期間の厚生年金保険料控除額を基に計算した標準報酬月額は、訂正前の標準報酬月額と一致していることが確認でき、社会保険事務所において、このような遡^{そきゅう}及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の 30 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和31年4月2日に、資格喪失日に係る記録を32年4月2日に訂正し、31年4月から同年6月までの期間及び32年3月の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月2日から同年7月26日まで
② 昭和32年3月30日から同年4月2日まで

私と同期でA社B支店に入社した同僚の記録が訂正されたと聞いた。私が申立期間①及び②においてB支店に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、C社から提出のあった社員票及び発令簿により、申立人が申立期間においてA社B支店に勤務していたことが確認できる。

また、C社は、採用後一定期間を経てから厚生年金保険に加入させるような慣行は無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したと推認されること及び当時のB支店において同様の手続相違があることから、当時の事務担当者が届出を誤ったと思われると回答しているほか、A社において昭和31年4月2日に発令を受けた11名について、発令と厚生年金保険の資格取得の状況をみたところ、同年4月2日にB支店に配属されたことが確認できる申立人を含む2名以外は、すべて同年4月に厚生年金保険に加入していることが確認できることから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間②について、C社は、申立人は申立期間においてA社B支店に勤務しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を同支店において給与から控除したと推認されること及び当時の同支店において同様の手続相違が

あることから、当時の事務担当者が届出を誤ったと思われると回答していることから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和31年7月及び32年2月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料を保管していないので不明としているが、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和35年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年11月24日から同年12月1日まで

私は、A社C支店から同社D支店開設のため異動した。同時に異動となった同僚の記録が訂正されたと聞いたので、私が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった人事記録票により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、B社は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したと推認されると回答していることから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和35年10月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったと思われると回答していることに加え、申立期間前後の雇用保険の記録が継続していることから、事業主が昭和35年11月24日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（以前は、C社B支店）における資格喪失日に係る記録を昭和62年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年12月25日から62年2月1日まで

私と一緒にA社B支店から同社D支店に異動となった同僚の厚生年金保険被保険者記録について訂正が認められたので、私が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年12月11日にA社B支店（現在は、同社E支店）に入社し、同年12月25日に同社D支店に異動したが、同年12月分及び62年1月分の給与は同社B支店から支払われていたと供述しているところ、社会保険庁の記録によると、申立人は、同社B支店において、61年12月11日に厚生年金保険の資格を取得し、同年12月25日に資格を喪失しており、同社D支店においては、62年2月1日に資格を取得していることが確認できる。

しかし、雇用保険の記録及びA社E支店に対する照会結果により、申立人が申立期間において申立事業所に継続して勤務（昭和61年12月25日に同社B支店から同社D支店に異動）していたことが確認できる。

また、A社E支店は、申立人の申立期間に係る給与は同社B支店から送金していたこと及び同社B支店において厚生年金保険料を給与から控除していたと回答していることから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和61年12月の社会保険事務所の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間に係る保険料を納付していないことを認めており、また、事業主は申立人に係るA社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日について、昭和61年12月25日として社会保険事務所に届け出たことが、同社E支店から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る62年1月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和35年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年11月24日から同年12月1日まで

私は、A社C支店から同社D支店開設のため異動した。同時に異動となった同僚の記録が訂正されたと聞いたので、私が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった人事記録票により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、B社は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したと推認されると回答していることから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和35年10月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったと思われると回答していることに加え、申立期間前後の雇用保険の記録が継続していることから、事業主が昭和35年11月24日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 4 月 1 日から 19 年 9 月 30 日まで

私は、申立期間においてA社に勤務し、資格取得日が昭和 18 年 4 月 1 日と記載されている厚生年金保険被保険者証を所持しているが、社会保険事務所から、厚生年金保険の納付開始は 19 年 10 月からであり、それ以前に加入している期間は年金の加入期間として計算されないとの回答があった。申立期間についても厚生年金保険の年金の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は申立期間後の昭和 22 年 3 月 1 日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、当該事業所における申立期間当時の事業主は既に他界しており、申立内容を裏付ける供述及び関連資料を得ることはできなかった。

さらに、昭和 18 年 4 月から申立人の健康保険記録のある事業所において、19 年 9 月までに健康保険の資格を取得した女性の同僚 8 名の厚生年金保険の加入記録を確認したが、当該同僚 8 名は、いずれも制度上女性労働者も強制加入となった 19 年 10 月以降に被保険者となっていることが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管している申立人に係る厚生年金保険記号番号払出簿によれば、申立人の厚生年金保険記号番号は、昭和 19 年 6 月に払い出されていることが確認できる。

その上、申立期間当時、女子労働者は労働者年金保険法の強制被保険者となっておらず、労働者年金保険に任意加入するためには、労働者自ら認可申請を行わ

なければならぬこととなっていたが、申立人によれば、申立人本人が申請手続を行ったことはなく、加入手続は事業所の事務員が行ったとしている。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 10 月から 45 年 2 月まで
② 昭和 45 年 10 月から 47 年 1 月まで

私は、申立期間①においてA社のB班に、申立期間②においてC社の下請会社D社に勤務し、業務外で病院にかかった時に保険証を使い診察料がかからなかったと記憶しており、申立期間において厚生年金保険に加入していたと思われるので厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社のB班に係る申立期間①については、申立人が一緒に働いたとしている同僚の供述により、期間は不明だが申立人が同班に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の資格記録についてA社に照会したが、申立人が在籍したことを証明できる当時の資料は無く、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

また、申立人が一緒に働いたとしている同僚も、A社において厚生年金保険の被保険者としての記録が無い。

さらに、当時、A社において厚生年金保険の被保険者となっている複数の者に照会したが、申立内容を裏付ける供述を得ることができなかった。

D社に係る申立期間②については、申立人が一緒に働いたとしている同僚の供述により、期間は不明だが申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、同社は昭和 43 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、元事業主の所在も不明であることから申立人の申立内容を確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

また、D社において厚生年金保険の被保険者となっている複数の者に照会したが、申立内容を裏付ける供述を得ることができなかった。

さらに、申立人が一緒に働いたとしている同僚は、D社において厚生年金保険の被保険者としての記録が無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 1 日から 36 年 10 月 1 日まで
私は、昭和 33 年 10 月から 5 年ほど A 社で働いた。給与は現金で直接社長から受け取っていたので給与明細は無いが、年金が引かれていると信頼していた。当時の同僚に働いていたことを確認してもらい、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述及び申立人が所持する写真から、昭和 34 年ごろから A 社（現在は、B 社）に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の申立期間に係る給与に関する記録や勤務実態について B 社に照会したが、当時の関係書類が保管されておらず、確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間において当該事業所に勤務していた複数の元同僚に照会したが、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入を裏付ける具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、複数の同僚の入社時期についての供述及び社会保険庁の記録から、当該事業所では厚生年金保険の加入について、従業員ごとに異なった取扱いをしていた状況がうかがえる。

加えて、C 市が保管している国民年金被保険者名簿において、申立人は昭和 36 年 2 月 27 日に資格を取得、同年 10 月 1 日に資格を喪失し、同年 4 月から 9 月までの国民年金保険料を同年 12 月に納付したことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。